

第2回 瑞穂市男女共同参画推進審議会

日時 平成21年3月27日(金)

午後1時30分~

場所 瑞穂市役所 議員会議室

出席者 (会長) 宮坂 果麻理、(副会長) 山本 恵子

伊藤 一弘、今木 啓一郎、植田 作治、宇野 あきゑ、大野 和代、小倉 妙子、
小森 由美、清水 友博、下條 晋、庄田 昭人、相浦 良子、豊田 喜代子、廣瀬 勝利
以上15名

欠席者 無

事務局 企画部長 奥田 尚道、企画財政課長 早瀬 俊一、豊田 薫

傍聴者 0名

1 開会

(事務局) ただ今から第2回目の審議会を開催いたします。アンケートを実施しまして、そのまとめたものが皆様のお手元についているかと思っております。今日、皆様からのご意見をいただき、アンケート結果が公表できるようにと考えておりますので、色々なご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

1 会長あいさつ

(会長) 本日はお忙しい中お集まりくださりましてありがとうございます。審議会委員15名、全員の出席をもって審議会を開催できますことに、心より感謝申し上げます。

男女共同参画社会に関する最近の報道をみますと、その実現に向けたひとつの取り組みといたしまして、女性を積極的に管理職に登用するという動きがみられます。例えば、全国初あるいは都道府県初といった女性管理職登用という報道からも少しずつではありますが、社会の中で新たな風が吹き始めていることを感じます。

また、その一方で今年24日に内閣府が、男女間における暴力に関する調査結果を発表いたしました。皆様もすでに報道等でご承知のことと存じますが、既婚女性の約3割が配偶者から暴力を受けたことがある、また、その被害者の約1割が命の危険をも感じた経験があるという回答をしております。これは既婚女性だけではなく、男性も同じように配偶者から暴力を受けており、割合的には、女性に比べると低いわけですが、そのような報告がなされました。こうした問題の解決に向けて、今の社会に生きるわたしたちは、真剣にその問題と向き合い、また、解決に向けて一層の努力をしていくことが求められているか

と思います。そこで、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを瑞穂市でもおこなって
いくわけですが、国民一人ひとりが、また、市民一人ひとりが男女という性別を意識する
ことなく、一人ひとりを尊重し合い、高めあって心豊かに、そういう社会の実現を未来に
残せるように一層努力できればと思います。

本日も限られた時間ではございますが、より良い瑞穂市における基本計画の策定に向け
て審議委員の皆さまの積極的なご意見を賜ることができればと思います。本日もどうぞよ
ろしくお願いいたします。

それでは早速審議に入っていきたいと思います。議題の一つ目ですが、瑞穂市男女共同
参画に関する市民アンケート調査結果について事務局から説明をお願いします。

1 議題

瑞穂市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果について

(事務局) 資料「男女共同参画に関する市民アンケート調査結果報告書(案)」の概要等について説
明。

- ・市民アンケート回収結果、訂正箇所について
- ・瑞穂市アンケート結果と岐阜県アンケート結果の比較について
- ・結果報告書の形式について
- ・職員アンケート結果について

(会長) 只今、ご説明いただきましたアンケート結果につきまして、ご意見がございましたら、
ご発言をお願いいたします。

(A委員) 職員アンケートについては、市民アンケートのような自由意見があったのかをお聞かせ
願いたい。

(事務局) 職員もありました。男女平等というのはかなり行き届いているということでしたが、や
はり色々なお客様がごございますので、その対応となったときに、どうしても女性が軽く見
られるということ、ストレスがたまる仕事がたくさんあるという意見などがありました。

(会長) 他にご意見ございませんか。

(事務局) アンケート報告書の総括表をご覧ください。それぞれのポイントの解説としましては、問
答を見ていただき、一番上が基本的な部分の解説となっています。あとは、性別等の属性
に基づいた解説となっております。その詳しいデータが資料偏となっておりますので、公

表するときに、適切な分析ができていくかどうかという視点と、皆さんが感じられた思い等をどんどん言っていただいて、その結果をまた計画のほうに反映させたいと思いますので、ご意見をよろしく願いいたします。

(会 長) どんなことでもかまいませんので、感じられたことやご意見がございましたらお願いします。

(B 委員) 回収率についてですが、どこも男女共同参画が進んでいまして、この辺りでは瑞穂市が最も遅いところですけど、皆さんがこれほど無関心ではなく、もう少しアンケートを出してもらえないかと想像していましたが、関心が少ないことにびっくりしています。

(C 委員) 裏を返せば、それだけ皆さんの関心が無いということではないでしょうか。行政上は一生懸命頑張っているけれども、回収率がこんなに低いということは、どうせ出しても変わらないとか、無駄な税金を使っているという意見もあったみたいですけども、それが偽らざる皆さんの意見じゃないですか。

(事務局) 今のご意見でございますが、県が平成19年8月に実施したアンケート結果で、居住する20歳以上70歳未満の男女それぞれ1,000人を抽出して、市と同じ件数でおこなったものですが、県の回答は男性が38.2%、女性が50.3%で合計が44.5%でした。それを想定しておりましたし、ご承知のように瑞穂市は投票率も非常に悪いので、30%程度ではないかと思っていましたが、県を上回る結果が出ました。逆に事務局のほうは関心がそれほど低くないと解釈しています。これをどのように捉えるかは、今後の課題でございますが、想定以上の回答をいただけたと感じています。

(C 委員) 回答の内容も、岐阜県と瑞穂市をまとめてありますが、瑞穂市は内容が少しずつ良いですね。

(事務局) 自由意見も読ませていただきましたが、非常に叱咤激励的な内容もございますし、自由なご意見をいただいたという事で、このアンケート調査は効果があったのではないかと、考えているところでございますのでよろしくお願いいたします。

(D 委員) 私も、この結果は良かったと思います、岐阜市でも半分と聞いております。ただ、特に高齢者には「アンケートをいただいたけど、なにを書いているかわからない」という方がありましたので、かなりそういう方があったのではないかと思います。勿論、関心が無いということもあると思いますが、瑞穂大学等で是非、男女共同参画の講座を入れてください。

という事を言っておきました。

(E 委員) 自由意見欄に「男女共同参画ってなんですか」というご意見があって、私も同感だと思ったのですが、皆さんは、どのようにお考えですか。

平等とは何か、共同参画とはどういうことか、というところからスタートではないかと思います。男女平等だということではないという非常に良い意見です。女性の職場進出や管理職になることが共同参画じゃないと思います。

これは私の意見ですが、ひとつ今一番世の中で欠けているのは何かといたら、夫婦であろうが、友達であろうが、相手を思いやるという事が欠けている時代です。ですから、それが強く出て、発展していけば女性が差別されているといったことは無くなるわけです。だから、こういうことも本来は要らないのです。では、そのためには、どうしたらいいかというのが、基本的な問題ではないかと考えます。私が人権擁護委員をやっているから言うわけではないですが、そのことを頭に入れておかないと、この問題は返って難しくなると思います。

今、政府も男女共同参画といっていますが、お年寄りや痛い目にあっている、貧しい人は浮かび上がれない、勝ち組み・負け組みだと、それが放っておかれている。私は自由意見を全部読み、チェックもしましたが、そういう気持ちで、これにあたれば非常にうまくいくということ、皆さん大勢はそのように考えてみえます。ですから、その気持ちを汲んで我々も考えていく必要があるのではないかと思います。

(F 委員) 私も、アンケートの調査結果ではなく、皆さんのご意見を全部読ませていただきました。その中で、「男女共同参画とは」ということに、わたしも疑問に思う点がいっぱいあります。それは、やはりまだまだ高齢者は、封建的な面がありますし、かたやとデータにもありますように、若い方は男女共同ということに、非常に強い関心をもっているらしい。

家庭や地域の中ではと考えますと、参画するということは、こういうところで参画して、女性の意見も聞き、男性の意見もお聞きしながら、そこで参画ということだと思います。家庭ではやはり、男女が同じ立場ということはありません。女性は、女性なりの生まれ育ったものがあります。

自由意見を読ませていただいて、私が「なるほど、そうだ」と思ったことは、母親というものは子どもをしっかりと愛情を持って育てることが、一番大事なことであるという意見でした。今の社会を見ても、親の愛情が無い子に限って、色々な事件が起きているような気がします。そこで、男女平等という言葉と参画という意味は一緒にするとややこしいことがたくさんあるのではないかと感じました。

(D 委員) 一番端的なことで、私達が人にお話するときに、相手のことを「主人」とおっしゃる方が結構あります。私達くらいの年代に多く、若い方には無いと思いますが、それに対して

皆さんはどう思われますか。

(B 委員) おかしいとは思いますが、つい出てしまうのは、やはり習慣というか、理屈ではわかっていても、なかなか名前では言えないですね。

(D 委員) 男女共同参画の一番の基本は、家の中でも男女が同じ地位であって、主人というのは仕えるといった主従関係にありますから、その呼び方を根本から変えていかないと変わっていかないとします。

また、女性参政権は60年という長い年月があつて勝ち得たものですが、男女共同参画も50年、100年かかるのではないかと思います。若い方は、わかっていらっしゃるかもしれませんが、お年寄りには、理屈ではわかっていても、なかなか理解出来ないと思います。

(G 委員) 頭ではわかっていますし、そのように言いたいのですが、そういう社会に対して「主人」ではない呼び方をするのは、エネルギーがいます。自分の生活で精一杯だったり、そのエネルギーを惜しむという傾向もあると思います。社会が変われば、その辺も少しずつ変わって来るとも思いますが。

(E 委員) 主人と呼ぶのは、偉い人であるとか、従わなくてはいけない人などと、意識して呼んでいるわけではないと思います。

(各 委員) 慣用語として、無意識に使っていて、言葉だけで内容は無いと思います。年齢が高い方に多いと思います。

(E 委員) それよりも、二人が共同で家庭を盛り上げていく、子育てをしていく、その精神のほうの方が大事だと思います。協力しなくてはいけないと思っています。

(H 委員) 共に協力し合うことについて、我々の年代では、女性のやることを男性がやることはまず無く、長年に至って炊事等することもなかったが、今の若い夫婦間では、しっかり協力してみえると思います。息子夫婦を見ても、男性が子どものオムツの取り替え等もやっています。自分達の時代には考えられないようなことで、若い人には、参画という意識が入ってきているのではないかと思います。しかし、我々の年齢になりますと、「男性は仕事、女性は家庭」という考えが固定的な意識としてあるようです。

(I 委員) 男女共同参画という言葉自体は、そんなに長い歴史はないです。世代によって理解の仕方、耳慣れもまったく違うと思います。

教育現場では、男女混合名簿にするという意義ですが、それまでは男の子が先で、女の

子がその後というのを全く疑問に感じることもなく、それが当たり前として通ってききましたが、今はアンケートの自由意見にも「混合名簿になっていますか」という質問があるように、お子さんを持ってらっしゃる親さんの世代では、すでに男女共同参画という考え方が、ある程度浸透しているのではないかと思います。

男女共同参画というのは、世代によって、ある年齢以上の方は、女の人を保護するとか、守るためのものだと誤解をされる方も多いかと思いますが、そのような方向で進めることは間違っているということを知り、正しく理解してもらうことも必要だと思います。

一番の問題は少子高齢化で、少子化になる原因があります。女性が仕事を持つと、子どもを産む状況にないということや、子どもがいると仕事が続けられないということがあります。それに対して、法律や規則が整備されていないと、働く女性を守ることが出来ないということに、大きく働きかけることが男女共同参画ではないかと思います。

「男性の仕事と、女性の仕事をはっきりと区別しなくてはいけない」ということではない考え方と、男性にしかできない、女性にしかできない仕事もなかにはあると思います。それを画一的に男性も女性もやりなさいということではなくて、女性にしかできないもの、男性にしかできないものがあるという当たり前で、その上で尚且つ、男性も女性もこれやっても構わない、こういうことをして欲しいという、そういったものを作り上げるために、この男女共同参画が出来上がってきたのではないかと思います。

世代的に理解ができない方は、できるだけ理解をしていただけるように、分かり易い方法、手段を取っていくことと、今現在、二十歳以下の人は、学校でパンフレット等をもってきて勉強もしていますし、ある程度理解ができている親さんは、子ども達にそういった姿を見せています。やはり親が見せることによって変わると思います。

これは、お互いが住みやすい社会を創り上げるという意味で在ると思いますので、ひとつ誤解があると方向が違ってくるのではないかと思います。

(会 長) 今、皆様からいろいろとご意見を賜りましたが、お手元のアンケートの結果をまとめた項目の中で、皆様のご意見を聞いて最終的に報告書が出来上がるわけですが、表現、形式等について、ご意見がありましたら、是非とも賜りたく存じます。ご意見がないようでしたら事務局より、続いて説明をお願いします。

アンケート結果の公表について

(事務局) ・ホームページ掲載について（総括表・資料編とも掲載予定）
・広報掲載について（総括表から抜粋した項目を掲載予定）

(A 委員) 個人的には、問9（男性の育児・介護休業取得について）を載せて欲しいと思います。男性が理解はしているけれども、取りづらいという項目です。

(会 長) 他に広報掲載についてご意見ありますか。

(A 委員) これを載せたら、こういうことがわかってもらえるのではないかという具体的なところから、検討したほうがよいと思いますが、どうでしょうか。

(J 委員) 問3（家事を主に誰が担っているか）についてですが、問1（男は仕事、女は家庭という考え方）問2（男の子は男らしく、女の子は女らしく）は、男女別の結果が資料編に載っていますが、問3については、男女別の集計がありません。「こどもの世話・教育・しつけ」の項目について、男性が自分としては、夫婦として協力しているつもりでも、女性側からすると、まだまだ協力してくれていないというな、差が出てくるのではないかと思います。

(事務局) 問3に関しては、男女別の集計をしてありませんが、集計は可能です。

(J 委員) そういうところで傾向が出てくるのであれば、みえてくるものがあるのではないかと思います。

(事務局) 問3に関して、男女別の集計を出してみます。

(J 委員) 先程の「主人」という呼び方について、言うかどうかということよりも、夫婦で仕事をしていて、休日にどちらが子どもをみるかという時に、女の方は自分がみなくてはならないから出掛けられないということがあります。日曜日の色々な活動で「この日は、夫が家にいるから行けない。」という人がいるのは、夫がいると食事の世話などをしないといけないという気持ちがあるからで、言葉よりも既に気持ちの中に差があると思います。自分は、今日これをやりたいからということをお互いが普通に言えるかどうか、そういうところに、立場を尊重し合っているかどうか、表われるのではと感じたりします。

(C 委員) 広報へアンケート結果を載せることについては、何の目的や意味があるのでしょうか。この項目を載せませんと言われても、目的がわからないので答えようがないです。細部に入って話をされても、個々の家庭の問題ですから、それを行政で、どうするわけにもいかないでしょうし、載せたから効果があるのかどうか、全くわかりません。

(A 委員) 先程は、言葉が足りなかったのですが、問9（男性の育児・介護休業取得について）を載せてくださいと言ったところは、皆さんは分かっているけれど、そういう環境にはないので取れないということです。必ずしも、取ることが目的ではなく、それを考えてもらうことです。家庭それぞれの考え方がありますので、強制はできませんが、そういう考え方も

できるということを皆さんにわかっていただければいいという、そういうことが男女共同参画だと私は考えていますが。

(C 委員) 何のためにやらなくてはいけないのか、どこまでできるかという問題が両方あると思います。

確かに私たちも古い人間なので、考え方も古いかも知れませんが、女性には子育てというもっと大事なことがあるのに、子育てを放棄して、そんなことをやって本当に子どもがうまく育つのでしょうか。もちろん放棄するのではなくて、育てるような環境をつくらなくてはいけないから、学童保育をという話もありますが、本当に学童保育でいいのですか。もっと肌と肌を合わせて子どもをしっかり育てないと、暖かみの分からない、心の通わない人間がどんどん成長して行って、そんな子が大きくなって、本当にそれでいいのでしょうか。むしろそちらの方が心配です。もちろん能力のある人は、社会にどんどん出てもらえばいいですけど、だから世の中が、このようになってしまって、親が子を殺したり、子が親を殺すといった殺伐とした世の中になっているのです。

何の目的でやるのか、国や県が要望しているからやっているのか、それであれば形だけ整えればいいのであって、極端なことを言いましたが、もうひとつ見えてきません。僕らみたいな考え方を直すのが本来の仕事かも知れませんが。

(J 委員) 子育てについて、母親がそうしなくてはいけないということだけに、比重がすごく重く置かれることが、やはり社会の中で女性の負担になっているということを理解してもらうということです。

子どもが放課後児童クラブに入ることが、母親だけの責任であるとか、母親がこうしないからと、母親に義務付けられることがやはり違うところだと思いますが。

(事務局) 今の子育てについても全体のアンケートの中からはいきますと、今言われたように子どもに愛情をいっぱい持って育てるというお母さんやお父さんが、5割以上みえるような気がします。ただ、そればかりではなく、やはり女性として、色々な能力を発揮できるような社会をという方もみえます。行政として、色々な方のご要望を全て満足させるということは、難しいことだと思いますが、それなりに色々な対応が出来るよう、整備しておくということが大事です。

広報に載せるということは、先程、副会長さんが言われたように、いろいろな考え方がありますが、それを誘導するという次元はもう過ぎていきますので、行政として社会基盤の整備を含めて、どのようにしたらいいかということの問題提起になるような出し方をしないといけないと思います。やはり、ある程度目的を持って、ただ結果を出すだけではないと思います。

(G 委員) この男女共同参画社会の基本計画の策定というのは、それ自体に法的拘束力はないですが、例えば、瑞穂市でDVの被害や職場での待遇瑕疵などの問題があった場合に、それを解決する時、県の条例で指導するとか、罰するとか、監督するとかはできるのですか。

(事務局) 基本計画については、これを作りなさいということはないですけど、ただDVについては、対策を練りなさいということになっています。どうしてもということはないのですが、市町村もそれに対応できるような窓口を設置する義務がありますので、今度の計画の中にはDV対応の部分の計画も立てますし、現在も対応ができるように体制を整えています。1年間に数件はありますが対応はできますし、県との連携も取れるようになっていきますので、このあたりを計画の中に少し盛り込みたいと思います。

アンケートの結果の中でも、私たちが思ったほど該当者が無いような感じを受けました。その中で、若い世代が多いと言うよりは、おそらく若い世代は色々な経験が少ないので、つい手を出してしまうとか、手をあげるとか、その程度が自分で配慮できないなどの問題があります。

(会長) 事務局から、ただ結果を公表するだけではなくて、ある程度、目的を持って掲載する、工夫をしていくということですが、ほかにご意見ございますでしょうか。

(K 委員) 失礼ですけど、この結果をいただいて、見るところは最後の自由欄だと思います。言葉の問題、理解が少ないということでしたが、逆に私達も誤解している部分があるでしょうから、そこを先ず掘り下げて、目的意識の標題を作り、アンケート結果、そして、最後に自由意見をこのまま載せたほうが、見てもらえるのではないかとというのが、私の意見です。

(会長) いろいろご意見がでましたが、ご意見をもとに広報にむけて事務局にて準備をお願いします。それでは、次の議題に移ります。議題1の(2)その他の瑞穂市男女共同参画推進のための目標指標(案)について、すでに皆さんのご自宅にも郵送されているかと思しますので準備をお願いします。事務局より説明をお願いします。

瑞穂市男女共同参画推進のための目標指標(案)

(事務局) 瑞穂市男女共同参画推進のための目標指標(案)の概要について説明

(会長) 今説明のありました、目標指標は今後策定していきます基本計画の骨格になるものです。施策の方向、あるいは項目等につきまして、ご意見ををお願いします。

(A 委員) どこも大変すばらしい上向きの数字だと思いますが、その中で、この男女共同参画担当

課の企画財政課の数値についてお尋ねしたいと思います。指標「Ⅱの男女がともにつくるまちづくり」の行政委員会における女性登用の数値が20%となっています。これはかなり高い数ですが、これを推進する課として20%というのはどうでしょうか。まず、この会におきましても約半数が男女で構成されております。どうして20%にされているのか、ご説明をお願いします。

(事務局) まちづくりの協働参加ということで審議会を立ち上げております。その中で、女性のステージを設けなくてはいけないということで、目標としては30%を掲げておりますが、30%というところかなり難しい面があります。この会議は幸いにして公募いただきまして、半数の方が女性ですが、会議によっては20%ということがあるわけです。ここは、まさに行政が背負う部分でございますので、高い目標を掲げるべきでございますが、行政委員会では20%は絶対クリアできるだろうという思いを込めて、この数字になっていますが目標ということであれば、審議会の要綱の中で30%にしていますので、行政委員会についても30%というのが妥当かもしれません。実際にある審議会では公募して、明日、抽選をおこないますが、2名の枠に7名のご応募があり、皆さんの意識がたいへん変わってきています。ですから、今のご指摘のように30%にしてもいいと思います。

(会長) ほかにご意見いかがでしょうか。

(A委員) 「I意識改革による人づくり」の女性の人権擁護委員の割合が、全く横並びという形になっていますが、なぜでしょうか教えてください。

(E委員) ご存知のように人権擁護委員といいますのは、人口1万人に対して1人ですが、法務省が任命するということになっていますが、岐阜の法務局が瑞穂市の一人ひとりの人間に対してどれだけ知っているか、どういう人がどこにいるか分かりません。結局は、市町村に委託し、市町村が探すこととなります。

瑞穂市は人口5万を超えましたので5人ということで、議会の承認を得て法務局へ推薦するということですが、ただ、一度選ばれると再任ということになりますので、一人の人が活躍できなくなるまでは、ずっと続くわけです。そうしますと、急に何%にするということは無理です。

ただし昨年度、法務省が瑞穂市に対して1名定員を増やしまして、現在6名となり、その1名は女性が選ばれました。全国的には、約50%を目標に女性の人権擁護委員を増やそうということで、旧本巣郡では50%を超えています。また、あまり高齢になってからは活躍が出来ないということで、来年度からは70歳までの定年制とし、1～2名辞められますので、次の方を女性にするかどうかです。

(事務局) 数字につきましては、各課の職員からでてきたものがあります。この数字や項目が全てではありませんし、この項目や数字がどうなったから男女平等なのだというわけではないですけれど、少しでも具体的にということで、例えば、今の人権擁護委員でしたら、パーセンテージだけでは、わかりづらいため、()の中に人数等の数字が書いてあります。人権擁護委員ですと、6人のうち2人が女性で、それが3人になればちょうど50%ですので、本来、人権擁護委員さんであれば、それがいいという感じは受けられると思いますし、そうであるべきと思ったりもします。ぜひそういったご意見をいただいて、各課へ戻したいと思いますので、どんどんご意見をお願いします。

(E 委員) さきほども触れましたが、男性と女性の性というものについては、持って生まれた良い面も悪い面も差があります。人権擁護委員でも、仕事上で色々な所に行っていますが、やはり、ここは女性だ、ここは男性だというところがあります。

ですから、一概に女性を増やせでは、うまくいかない点もあります。パーセンテージはどのくらいが適切かというのは、色々問題がありますけれども、女性が少ないということだけでは難しいです。仕事の内容等もありますし、例えば弁護士にしても、女性が少ないのもっと増やせと言っても、男性の出るような仕事がおろそかになりますし、あまり割合にこだわるというのは、少し問題があります。

その部署ごとで考えればいい問題であって、関係の無い人が外から「おたくのところは、まだ30%で低いのではないか、50%を超えて男女協働参画だ」と、それはないと思います。先程も少し触れましたが、よく話し合っ、いい方向に持っていくのがいいと思います。

(会長) ありがとうございます。

(事務局) 今、ご覧いただいております目標指標をもとにして基本計画の素案を作り始めております。先程、会長からもお話がありましたように、計画の骨格となるものですので、今日見させていただいて、さらに私たちも検討していきますけれども、これで素案の作成を進めてさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(会長) いかがでしょうか。

(C 委員) これには、すばらしい数字が載っていて、具体的に把握方法及び担当課が書いてありますが、コントロールができるのか、目標値にするためにどうするのか、それぞれの課で展開して進めていけるのでしょうか。例えば、自治会長は現在95人中2人と書いてありますが、これを2.1%から5%にするということですが、自治会長は、各自治会で決める話で、「女性にしろ」と言うわけにはいかないです。それでは「何%に」と言っても総務課

で自治会の会議の時に、出来るだけ女性にとお願いするのでしょうか。それを本当にコントロールできるかどうかが大変心配で、大変な仕事だと思います。矢印はまだ比較的把握しないですみませんが、目標値を決めてある程度目標を達成するためには、仕事量がすごく多いと思います。逆に、本当に出来ますかと疑問ですが、各課が出されたことなので問題はないと思いますが、希望的な数字だけでなく、本当に達成できることを載せると良いのではないのでしょうか。

(事務局) この指標の中には、具体的に市の中で実際にやるべきものと、皆さんの意識改革を喚起するものとの両方がございます。今言われましたように、人数を出したほうがいいのか、数値を増やしたほうがいいのかというものがあると思います。

今のご意見につきましては、自治会長さんたちは、私どもで、どうこうはできませんけれども、地域の中では、表の舞台に出てみえるのは男性が多いですが、配布物等はほとんどが女性の方がやってみえたり、女性の方にお世話していただいている部分がたくさんあると思います。

(C 委員) うち、完全に妻がやっています。

(事務局) やはり女性の方も参加してもらわないといけないという部分もあると思います。特に瑞穂市は防災訓練も自治会ごとに実施してみえますが、大きな地震で校区の中に避難所が設置され、その現場でどうするのかといった時に、本当に男性だけで出来るのかということ、かなり問題が出てくると思います。そういった問題提起という部分もありますので、指標の出し方が、良いか悪いかについては、またご意見をください。

出し方は別にしまして、この中にも、課によっては、「なぜ、これが男女協働参画に関係するのか」という部分もあり、かなり絞り込んで消えたものもあり、表に出ていない数字が幾つかあります。出来る限り庁舎全体として、まとめて参りますので、こういうものの数値を出したらどうかとか、皆さんに提供するのに、目標がきちんと出せるものと意識改革するものもあり、ご意見をいただければと思います。目標の数字が書いてあるものは、やはり各課が少し目標を上げたいものです。

この中の、特に来年度の予算の中で、裏面の健康診断の受診率等という項目があります。実を言いますと、医療費もどんどん増えてきていますが、意外に健康診断を受診されない人も結構あります。各世帯に調査票をお配りして、検診を受けるか受けないかをお聞きして、また受診票をお配りしていますが、受診票を受け取られた中でも、3割位の人しか受けてみえないということで、制度はできていても、受けられる方が非常に少ないということです。この検診で、病気が見つかって命が助かったという方がたくさんいらっしゃいますが、ただこういうものをなかなか表へ自分の課で出せない部分もあるので、出してもらったということもありますので、ぜひ、こういう数字が出ていないが、というご意見があ

れば、いくらでも出していただければと思います。よろしくお願いします。

(A 委員) 担当課の企画財政課の目標数値がすべて高く、素晴らしいなと思って見させていただきました。ほとんど50%、60%を目指すということで、かなり力を入れていただけていると思いますので、先ずこちらのほうが進まない、他の課に上げてくださとは言えませんので、是非とも皆様に周知徹底、意識改革していただけるような方策を取っていただけたらと考えていますが。

(事務局) ひとつだけ表の中の審議会等についてですが、審議会等をきちんと皆さんに公表して、公募を始めたのはまだ1年目ですが、条例、要綱を作り制度化しました。今までですと、審議会等を開いて皆さんのご意見を聞いたり、パブリックコメントの実施もあまり無かったのですが、これからは過程の中で色々なご意見を聞きながら、出来上がった時点では、かなり周知も出来ているという方向に持っていかなくてはいけないと思っています。

この審議会の中でも4段目の委員公募制については、最終的には全審議会でも公募できるように考えております。公募委員の皆さんから大変良い意見が出てきております。やはりいつも同じメンバーの方だけで審議するのではなく、出来るだけ情報を公開し、意見を募ってゆきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

(J 委員) 先程の公募委員の話で、抽選になったということですが、どうして抽選になったのでしょうか。たしか少子化対策関係で女性が多かったと思いますが、やはりその中には、色々な考え方、年代、地域性が出てくるとは思いますし、男女混じっていた時に抽選ではなく、目的を持って選ぶべきではないかと思いますが。

(事務局) 抽選というのは、ひとつの選択の方法として要綱に定めていますが、募集の時に漠然とした表現のみで、明確な要綱、条件提示がしてありませんでした。選考には、主観的な面がどうしても出てしまう可能性があるため、最終的には客観性を持たせるために、ある意味公平に抽選というかたちになりました。遜色ない意見があるのであれば、やはりどの方の意見も真摯に取り入れる体制をとるような要綱で募集すれば良かったにも関わらず、そこまで限定がされていなかったため、安直に見えますが抽選で決定したらどうかという意見で一致しました。今後は、課題として、いま課長が言いましたように、去年から始めた制度ですが、外部の人で客観的な意見を持っている方に入っていただき、選考委員会を開くなど、そういった形で創り上げていかなくてはならないと思っています。

(J 委員) どのような意見が聞きたいのか、なにをしたくて公募するのかという目的をしっかりと示すべきであると思います。

- (事務局) 行政の目的意識をしっかりと示さなかった故に、今回抽選になったことにつきましては、反省しております。
- (会長) ほかにご意見ございますでしょうか。今日、皆様からいただいた、ご意見を入れて最終的な報告書が作成されることとなります。
- (L委員) 広報するというのは、いつを目標で広報されますか。
- (事務局) 予定としては、5月から7月号くらいで考えていますが、広報することで色々な考えがあるんだなと参考になると思います。あまりページ数が多くなっても皆さんに読みづらいですし、2～3ヶ月に分けて広報し、その後計画案を作成し、計画案のパブリックコメントを実施しながら、皆さんのご意見を取り入れるようなかたちにしていきたいと思います。
- (L委員) 自由記述のところを見ますと、本当にたいへん多くの男女協働参画に関してのご意見をいただいているとわかりますが、先程、全部載せたほうが良いであろうという意見がありました。男女協働参画関係以外の意見については、省くべきではないかと感じましたが。
- (事務局) 男女協働参画に関する部分だけにしたいと思います。
- (I委員) 指標の「Ⅱ男女がともにつくるまちづくり」のところに行政委員会というのがありますが、もちろん公募制ではないですし、どのような方法で、どのような方が選ばれているのでしょうか。
- (事務局) 行政委員会というのは、自治法で規定されていまして、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員等は、ひとつの機関になります。瑞穂市の市長も機関と捉え、市長一人では仕事ができないため、私たち職員が補助機関として仕事をしています。それと同じように、教育委員もひとつの機関となるわけです。それが自治法上で規定されており、教育委員は議会の同意を得て選ばれ、選挙管理委員会は議会が選挙するかたちになります。ですが、選任する素案をつくるのは事務方で、教育委員会ですと教育総務課がありますし、選挙管理委員会は総務課の中に選挙管理委員会事務局があり、相応しい方を人選して議会に諮り、選任されます。かつては、女性の方もみえましたが任期がありますので、退職されましたが、そういった中で女性の方に入っていただくことが必要だということでここに挙げてあります。
- (I委員) 教育委員は、女性は何名ですか。

(事務局) 教育委員は5名で、女性は1名です。

(I 委員) 教育関係に携わっていらっしやったのか、どのようなかたちでそういう方が選ばれるのですか。

(事務局) 教育を司るということですから、教育的な視点をお持ちの方ということになります。

(I 委員) 推薦をされるということですか。

(事務局) 推薦というよりも、教育委員会でいきますと、事務局の教育総務課で、相応しい方をピックアップして、何人かを選んで事前に意思確認をし、議案として挙げて承認をいただくということです。なかなか、このような行政機関となりますと責任を伴いますので、躊躇される場合が多いのですが、県も選管の委員に女性を登用するなど努力しているようですので、指標も今後20%という目標を掲げております。先程30%というお話もありまして、努力をしていきたいということです。農業委員会も女性の方が2名おみえです。そういったことで、なるべく女性の方にも出ていただけるように、お願いをしているところがございますが、なかなか引き受けていただけないのが、現実的なところなんです。ですから、この男女協働参画の意識改革が必要になってくるという思いでおります。

(会長) ほかにご意見はございませんか。ご意見がないようでしたら本日の審議会を終わらせていただきたいと思っております。事務局から何かございますか。

(事務局) 今日は、どうもありがとうございました。今日のご意見をもとに、修正できる部分は少し修正させていただいて、アンケートの結果を公表していきたいと思っております。計画のほうは、素案を作成し、また、皆さんにお送りしますので、素案の中で色々なご意見をいただけたらと思っております。

10年遅れた分を挽回するような、瑞穂市の風土にあった計画を作りたいということで、アンケートを実施したということです。そのアンケートの結果を盛り込み、遅れている分を補うかたちで目標値をつくり、それを実践するのが私たちの役目でございます。先程もお話が出ましたように、先ず目標を立てないと、なかなか意識が変わらないと思っております。やはり、じっくり考えれば分かっているけれども、実際の日常生活の中では、面倒だからというお話も有りましたように、通り過ぎてしまいます。それでは、問題はなにも解決していかないということですから、やはり、問題を提起しながら、そして私たちがキーマンになって口伝えで、少しずつ変えていくということ、その一助になるということで、計画を立てたいと思っておりますので、よろしくご協力を賜りたいと思っております。

(会長) 皆様、本日は積極的なご意見をたくさん賜りまして、また、審議員15名全員の出席をもって審議会が出来ましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。